

証券コード 9977
2023年5月2日
(電子提供措置の開始日2023年4月28日)

株 主 各 位

名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地

株式会社アオキスーパー

代表取締役社長 青 木 俊 道

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第49回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aokisuper.co.jp/ir/news.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力のうえ検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」をご選択していただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することが出来ますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のとおり議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を2023年5月24日（水曜日）午後5時までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年5月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市市中村区鳥居西通一丁目1番地
アオキスーパー本社ビル5F
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第49期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1） ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を除いております。

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 個別注記表

- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aokisuper.co.jp/ir/news.html>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は、本書面をご持参いただくか、当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

- 書面によるご行使●
- 「スマート行使」によるご行使●
- パソコン等によるご行使●

行使期限

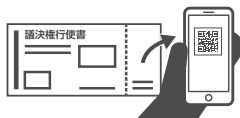
2023年5月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては5頁
をご覧ください。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席●

株主総会開催日時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

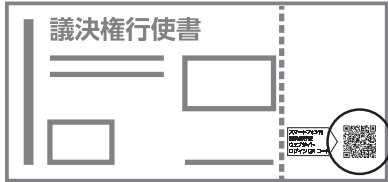
重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

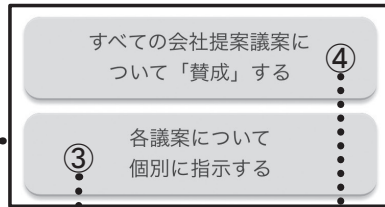


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

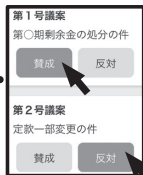
②議決権行使ウェブサイトを開く



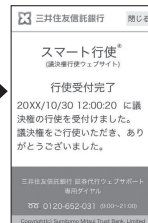
表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けるも活動制限の緩和が進み、段階的に社会経済活動が再開されるなど、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが期待されましたが、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響による資源エネルギー価格・原材料価格の高騰と各国通貨との金利差拡大に伴う急激な円安による輸入物価高などにより消費者マインドが低下し、景気の回復は緩やかなものとなりました。また、ウィズコロナのもと、海外経済の動向及び世界的な金融引締めが急速に進む中での金融資本市場の変動、物価上昇や供給面の制約が国内経済を下振れさせるリスクにも留意が必要であり、依然として先行き不透明な環境が続いております。

当小売業界におきましても、急激な物価上昇に伴い、低価格志向などの根強い生活防衛意識が一層高まるなど厳しい状況が続きました。さらに、当社を取り巻く経営環境は、食品の取扱比率を高めているドラッグストアや同業店舗間競争の激化、人件費の上昇などに加え、資源価格や穀物価格等の高騰に伴う仕入価格への転嫁が進むことの影響により、厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況下、当社は、コロナ禍で浸透した「新しい生活様式」に対応するための新たな取り組みとして、7月上旬に「アオキスーパー公式アプリ」を先行リリース、続いて7月中旬より「アオキスーパー電子マネー機能付ポイントカード」を発行、9月に電子マネーサービスを開始し、キャッシュレス決済への対応を進めました。新カードの発行及び電子マネーサービスの開始に際しては、アプリで新カードを発行したお客様へのポイントプレゼントキャンペーンや電子マネーチャージボーナス5倍キャンペーンが奏功し、2月末現在、アプリは23万ダウンロード、新カードの発行は34万枚、電子マネーの決済比率は36.5%に達するなど順調に推移しております。併せて、従来のポイントサービスを見直し、新たに「ロイヤル」会員の区分を新設し、より多くご利用いただく会員様へのポイントサービスの拡充や電子マネープレゼント企画をメーカーと共同で実施いたしました。

また、11月下旬から新たに自社ECサイト「おいしい直送便」をスタートし、お中元・お歳暮等のギフト商品や全国各地の旬な青果物・海鮮・精肉・スイーツなどの特色ある商品を数多く取揃え、お客様にご利用いただけるようにいたしました。

店舗政策では、6月に大府店・10月にアズパーク店をリニューアルオープンいたしました。また、同10月には、営業開始から25年を迎えたショッピングセンターアズパークにおいて大規模な改修工事を実施し、装いも新たにオープンいたしました。一方で、大同店を1月に閉店いたしました。

販売促進政策では、四半期に一度の大感謝祭・週に一度のジャストプライスセールや日曜朝市等の企画、及び生鮮食料品に強みを持つ食品スーパーである当社の特色を前面に打ち出し、月に一度、第2水曜日は鮮魚を中心とした「魚の日・新鮮大漁市」、第3水曜日は野菜や果物を中心とした「青果の日・青果大市」、29日は精肉を中心とした「肉の日」として、旬の食材やお値打ち品を多数取揃えた企画を継続実施いたしました。加えて、ポイントカード会員様を対象とした新たな企画として、ポイント〇倍デーや商品に応じたプラスポイント付与を実施するなど、ポイントサービスを拡充いたしました。

業績面では、同感染症対策に関連した活動制限が緩和される中で消費者行動が変化したこと、資源価格や穀物価格等の高騰に伴う仕入価格の度重なる改定要請で販売促進企画が限定的となったことによる来店客数・買上点数の減少に加え、急激な仕入価格の上昇分を十分に販売価格に反映できなかったことにより、上期において売上総利益は減少しておりましたが、下期においては相場状況等に応じた販売価格の改定を実施した結果、同利益は回復基調に転じました。

経費面では、節電対策に取り組み電気使用量を削減するなど経費の低減を積極的に進めましたが、資源エネルギー価格・原材料価格の急激な上昇により電気料金や食品トレイ・ラップ等の包装資材が高騰するなど、販売費及び一般管理費は増加いたしました。なお、減損処理に伴う減損損失を4億85百万円特別損失に計上したこと及び繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額を4億33百万円計上したことにより利益額は減少しました。

以上の結果、営業成績につきましては、営業収益912億71百万円、営業利益5億8百万円（前期比48.7%減）、経常利益5億87百万円（前期比45.9%減）、当期純損失3億59百万円となりました。

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。詳細については、「個別注記表〔会計方針の変更に関する注記〕1.「収益認識に関する会計基準」等」をご参照ください。

当期における商品部門別売上高概況は、次のとおりであります。

〔農 産〕

単身世帯や高齢世帯のニーズに合わせ果実・野菜のバラ販売やよりどりセールの強化及びお徳用規格での販売により販売数量・販売単価増に努めましたが、薬物類と一部土物類の相場高により販売価格が上昇したことで販売点数が減少し、163億15百万円となりました。

〔水 産〕

比較的相場変動が少なくお値打ちに提供できた塩干品や生珍味等の売上は好調に推移しましたが、主要な鮮魚の入荷量減少と輸入魚・養殖魚の相場高により販売促進企画が限定的になったこと及び販売価格が上昇したことで販売点数が減少し、145億95百万円となりました。

〔畜 産〕

全世帯に対応できるよう内容量のラインナップの充実、簡便調理商品の販売強化や他部門の特売に合わせた関連販売に努めましたが、飼料や資源価格の高騰による生産コストの増加や円安の影響により、国内外の相場が高騰し、販売価格が上昇したことで販売点数が減少し、145億46百万円となりました。

〔デイリー・一般食品〕

自宅療養者の増加により、即席米飯類やレトルト食品・栄養ゼリー食品等は伸長しましたが、日配品・加工食品・菓子等の度重なる値上げ要請があり、年間を通じて販売促進企画が限定的になったこと及び販売価格が上昇したことで販売点数が減少し、386億13百万円となりました。

〔雑貨・その他〕

オーラルケア商材や台所用品を中心に使用頻度の高い商材を中心に販売を強化しましたが、コロナ特需の反動減による衛生用品類の販売減及び紙製品、ラップ類、洗剤など主要品目の度重なる値上げ要請があり、販売促進企画が限定的になったこと及び販売価格が上昇したことで販売点数が減少し、23億42百万円となりました。

〔不動産賃貸収入〕

2022年6月に竣工した碧南店テナント棟の稼働を主な要因とした増加があり、8億73百万円となりました。

〔その他の収入〕

原油や資源価格の高騰等により、仕入価格の値上げ要請が度重なり、年間を通じて販売促進企画が限定的となったこと及び販売価格の上昇により販売点数が減少したことで、総合物流センターの通過量及び通過金額が減少し、39億83百万円となりました。

各部門別売上高並びにその構成比は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 部 門		第48期 (2022年2月期)		第49期(当期) (2023年2月期)	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
商 品 部 門 別	農 産	16,698	16.6%	16,315	17.9%
	水 産	16,600	16.5	14,595	16.0
	畜 産	15,514	15.5	14,546	15.9
	デイリー・一般食品	44,113	43.9	38,613	42.3
	雑 貨 ・ そ の 他	2,503	2.5	2,342	2.6
小 計		95,430	95.0	86,414	94.7
不 動 産 賃 貸 収 入		865	0.9	873	1.0
そ の 他 の 収 入		4,162	4.1	3,983	4.4
合 計		100,457	100.0	91,271	100.0

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期に係る各部門別売上高並びにその構成比については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。そのため、前期比については、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当期中において、実施いたしました設備投資の総額は、20億80百万円でその主なものは、次のとおりであります。

(改 装)	大府店	(愛知県大府市)	2022年6月1日
(改 装)	アズパーク店	(名古屋市中川区)	2022年10月13日
(改 装)	ショッピングセンター アズパーク	(名古屋市中川区)	2022年10月13日

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当期において、特記すべき事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 46 期 (2020年 2 月期)	第 47 期 (2021年 2 月期)	第 48 期 (2022年 2 月期)	第49期(当期) (2023年 2 月期)
営 業 収 益	103,426	106,194	100,457	91,271
営 業 利 益	1,466	3,193	991	508
経 常 利 益	1,552	3,263	1,085	587
当期純利益又は 当期純損失(△)	692	2,051	613	△359
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	120円56銭	355円48銭	105円98銭	△62円33銭
総 資 産	29,446	37,313	30,125	29,758
純 資 産	19,881	21,693	21,757	21,060

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(9) 対処すべき課題

当食品小売業界におきましては、ウィズコロナのもと「新しい生活様式」が浸透する中、引き続き価格競争等による店舗間競争の激化、雇用環境の変化や人件費の上昇、資源価格及び原材料価格の高騰が続くと予想され、根強い低価格志向など生活防衛意識が一層高まる可能性が高く、消費者マインドへの影響は予断を許さない環境にあります。

当社におきまして、足元ではウクライナ情勢の変化による地政学的リスクの上昇懸念や為替の影響による原材料及び包装資材等の高止まりが続くと予想され、電気料金や物流費をはじめとする経費や仕入価格の上昇局面は継続し、今後とも厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況下、当社は、2023年3月より、「アオキスーパー公式アプリ」と連携した「電子レシートシステム」のサービス提供を開始し、お客様と共に紙資源の削減に取り組むと同時に、お会計時における利便性の向上を図るなど、今後ともお客様により便利で快適なお買物をしていただけるよう、サービスの拡充に努めてまいります。

加えて、既存店のリニューアルや店舗規模の適正化と社内業務の効率化・標準化にも引き続き取り組むとともに、2023年3月にあま坂牧店（愛知県あま市）・2023年4月に福德店（名古屋市北区）を新規出店するなど、愛知県に的を絞った店舗のドミナント化をより一層強化する方針であります。また、太陽光発電設備を当該新設店舗で設置したことを機に、既存店においても同様の設備の導入を進めることにより、再生可能エネルギーの活用を通じてSDGsの達成とCO2削減に貢献してまいります。

多様化するお客様のニーズに対しては、きめ細やかな対応が重要となっております。商品政策においては、鮮度・品質・価格・品揃えにこだわり、競合店対策においては、引き続き店舗・地域ごとのきめ細かな価格設定に取り組んでまいります。また、常にお客様のニーズを意識し、客数及び買上点数を重視した売上管理を実施します。加えて、当社の購買データをメーカー等と共有し、販売促進活動に活用することで、お客様の満足度向上に努めてまいります。

同時に、変化に対応した営業体制の柔軟な見直し、販売機会損失の削減・商品回転率の向上及びコスト削減による売場効率の改善、機械・ITを活用した業務の効率化・生産性の向上による働く環境の改善、並びに情報の更なる活用及び人材教育への取り組みを通して経営体質の強化を図ります。今後も組織全体が積極的に創意工夫する風土を醸成し、更なる業績の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、食料品を中心に生活関連用品等の販売を主な事業としております。

(12) 主要な事業所

本 社 (名古屋市中村区)
総合物流センター (愛知県弥富市)
ショッピングセンターアズパーク (名古屋市中川区)
店 舗

所 在 地	店 舗 名
名 古 屋 市 内	中村店・鳴海店・戸田店・八田店・一色新町店・アズパーク店・千代が丘店・上飯田店・烏森店・鳴子店・ららぽーとみなとアクルス店・木場店・植田店・大高店・熱田店・名東よもぎ台店・上名古屋店
尾 張 地 域	大治店・富吉店・一宮店・日進店・西枇杷島店・甚目寺店・アクロスプラザ稲沢店・萩原店・長久手店・今伊勢店・加木屋店・清城店・前後店・乙川店・武豊店・豊明店・大府店・白鳥店・朝宮店・小牧店・大治南店・三条店・ニッケタウン稲沢店・花いちばアズガーデン
三 河 地 域	知立店・古井店・刈谷店・高浜店・東明店・伊賀店・碧南店・岡崎康生店・六名店

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	693名	17名増	42.2歳	16.6年
女 性	225名	12名減	32.2歳	10.0年
合計又は平均	918名	5名増	39.8歳	15.0年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員及びパートタイマー1,372名（8時間換算、最近1年間の平均人員）は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,283,500株
(2) 発行済株式の総数 5,774,208株（自己株式475,792株を除く。）
(3) 株 主 数 2,457名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 海 流 通 シ ス テ ム	2,128千株	36.8%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ フィデリティ ファンズ	484千株	8.3%
ア オ キ ス ー パ ー 従 業 員 持 株 会	231千株	4.0%
青 木 俊 道	187千株	3.2%
青 木 偉 晃	172千株	2.9%
株 式 会 社 青 木 商 店	172千株	2.9%
中 嶋 勇	169千株	2.9%
青 木 美 智 代	101千株	1.7%
中 嶋 八 千 代	77千株	1.3%
松 田 久 枝	62千株	1.0%

- (注) ① 当社は自己株式475,792株を保有しておりますが、当該自己株式は議決権がないため、大株主から除いております。
② 持株比率は、自己株式（475,792株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権の状況

2021年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使価額 1個につき291,500円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

④ 新株予約権の行使期間 2023年5月1日から2027年4月30日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	300個	普通株式 30,000株	6名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2023年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 俊 道	
専 務 取 締 役	久 保 和 也	営業本部長
専 務 取 締 役	黒 澤 淳 史	管理本部長
常 務 取 締 役	森 部 文 数	業務推進本部長
取 締 役	山 田 孝 幸	商品本部長
取 締 役	山 田 愛 知	管理副本部長兼人事部長
取 締 役	村 橋 泰 志	弁護士
取 締 役	中 村 利 雄	
常 勤 監 査 役	猪 飼 幸 喜	
常 勤 監 査 役	國 島 建 司	
監 査 役	安 藤 雅 範	弁護士
監 査 役	谷 口 勝 司	税理士

- (注) ① 取締役村橋泰志氏及び取締役中村利雄氏は、社外取締役であります。
- ② 監査役安藤雅範氏及び監査役谷口勝司氏は、社外監査役であります。
- ③ 当社は、取締役村橋泰志氏、取締役中村利雄氏及び監査役安藤雅範氏、監査役谷口勝司氏を、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
- ④ 監査役谷口勝司氏は、税理士として、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を有しております。
- ⑤ 当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。
- 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は同法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
- この責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- ⑥ 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役及び監査役です。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを補填の対象外としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	132 (11)	131 (11)	— (—)	1 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (4)	24 (4)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	156 (16)	155 (16)	— (—)	1 (—)	12 (4)

- (注) ① 株主総会の決議による報酬限度額(年額)は、取締役250百万円以内(1991年5月18日開催の第17回定時株主総会決議)となっております。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません。当該定時株主総会終結時の員数は5名です。監査役40百万円以内(1994年5月16日開催の第20回定時株主総会決議)となっております。当該定時株主総会終結時の員数は2名です。

また、別枠でストックオプションとして付与した新株予約権に係る報酬額(年額)は、取締役50百万円以内(2015年5月21日開催の第41回定時株主総会決議)となっております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は9名です。

- ② 取締役の個人別の報酬等は、取締役会により一任を受けた代表取締役社長青木俊道が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、固定報酬・業績連動報酬及びストックオプションにより構成されております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、2021年4月14日開催の取締役会にて決議しております。当該決定方針において一任することとしている理由は、当社の全部門を統括している立場から、最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。

また、当事業年度の実績の報酬等の額についても同様に決定し、取締役会では、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、決定した報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

固定報酬については、同業他社等の水準を参考に、経営内容や従業員給与等のバランスを考慮し算定し、月割りで支給しております。

業績連動報酬については、役員賞与として各事業年度単位の利益率が内規で定めた基準を超えた場合に各取締役の役位に応じて算定しております。また、重要な経営指標の売上総利益率と販売費及び一般管理費率の結果である営業収益経常利益率を業績連動報酬の指標として選択した理由は、業績連動報酬を単年度の業績の達成に対する報奨と位置付けており、適切な利益確保に努めるうえで重要な指標であると考えているためであります。なお、役員賞与は株主総会での決議を経たうえで支給することとしております。役員賞与を支給する場合、固定報酬を1とすると業績連動報酬の割合は概ね0.3を目途としております。

ストックオプションについては、2021年4月14日開催の取締役会において、取締役に対し新株予約権を付与する決議をしております。

なお、新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格で発行するものであり、対象取締役に特に有利な条件とならない範囲で発行し割り当てを行っております。割当数は、各取締役の役位・業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役会より一任を受けた代表取締役社長青木俊道が決定しております。

また、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を上記の非金銭報酬等に記載しております。当該ストックオプションの内容及びその付与状況は、3. 会社の新株予約権に関する事項(1)当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権等の状況に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 村橋泰志

ア. 重要な兼職先と当社との関係

ゼネラルパッカー株式会社の社外取締役（監査等委員）及びアイサンテクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記２社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は81%（13回／16回）であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士としての永年の経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、取締役会の監督機能向上及びコーポレートガバナンスの体制強化に貢献しております。

② 取締役 中村利雄

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長及びSMK株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と上記２社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%（16回／16回）であります。

出席した取締役会においては、多方面にわたる幅広い経験による見識を活かした発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

通商産業省（現経済産業省）中小企業庁長官をはじめ日本国際博覧会協会（愛知万博）事務総長、日本商工会議所専務理事など多方面にわたる幅広い豊富な経験による見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、取締役会の監督機能向上及びコーポレートガバナンスの体制強化に貢献しております。

③ 監査役 安藤雅範

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は94% (15回／16回) であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は94% (16回／17回) であります。

出席した監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 監査役 谷口勝司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (16回／16回) であります。

出席した取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (17回／17回) であります。

出席した監査役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(6) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程に基づき適切に保存及び管理（破棄も含む）しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。

イ．経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。

ウ．日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、取締役及び使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。

イ．当社は、サステナビリティ基本方針を策定し、関連する法令やその他の規範を遵守し、地域社会への貢献、地球環境問題などの社会・環境問題に積極的に取り組んでおります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。

⑥ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記の監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとするとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役及び使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。

イ．常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類等を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。

ウ．会計監査人より監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携を行うこととしております。

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。

イ．監査役が職務の執行について生ずる費用の支出を求めた場合、監査役の請求等に従いその費用を負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令遵守及び取締役の職務執行について

取締役は、取締役会16回、営業会議9回を開催し、経営方針、重要な事項及び法令で定められた事項などを検討・決定し、業務執行状況の監督を行っております。

また、四半期ごとに行われる全体会議（係長級以上が出席）において、各地区・各店舗の業務執行状況の報告や重要事項の全店舗への周知徹底を図っております。

② リスク管理について

各部門から潜在的なものも含めたリスク項目を抽出し、その項目についてリスク検討委員会において検討を実施しております。また、その結果を代表取締役社長へ報告し、リスクの顕在化を図るとともに改善施策の進捗状況を確認しております。

災害等については、安否確認システムの導入及び地震防災マニュアルを作成し災害発生時に各店舗・事業所が適切で迅速な対応を取れるよう周知を図っております。店舗の安全対策としては、防犯カメラ等を設置し犯罪等の未然防止と安全確保に努めております。

また、全店舗・事業所内にAEDを設置し、緊急時の地域の安心・安全確保に尽力しております。

人的リスクについては、中長期的視点に立った計画的な採用に注力するとともに、機械・ITを活用した業務の効率化や生産性の向上に積極的に取り組むことで働く環境の改善を実現し、人員確保や定着率の向上を図ってまいります。また、人材育成を通して従業員の能力・意識を向上させることでリスクに対応できる体質の強化に努めてまいります。

また、インフルエンザ・ノロ・新型コロナなどウイルス等の感染症リスクについては、お客様・従業員の安全を最優先に考慮し、各店舗・事業所における予防措置及び感染者が発生した場合の感染拡大防止策を講じております。感染症拡大による人的リスク及び事業継続に関するリスクに対しても適切に対応できるようにしております。

その他当社では、店舗や総合物流センターにおいて、HACCPの考え方を取り入れたマニュアルに基づく衛生管理を行っております。また、部門毎の作業工程図に基づいた管理ポイント及び危険を見つける確認ルールを設定し、工程管理も併せて行っております。

③ コンプライアンスについて（法令遵守）

全従業員へのeラーニングによるコンプライアンスの研修を実施するとともに、各会議体において、随時法令遵守の徹底を図っております。

また、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反や疑義のある行為等は直接監査室へ通報することを従業員に周知し、問題発見と解決の手段としております。

なお、当該報告によって通報者が不利な取り扱いを受けないことを制度内で取り決めております。

④ 監査役監査について

監査役は、取締役会・全体会議などの重要会議に出席するとともに、取締役の業務執行について重点項目を設けて調査を実施し、法令・定款に違反する行為・決定がなされていないかを監査しております。

また、監査室や会計監査人との意見交換や連携を図り、内部統制システムの構築や運用状況等について、監査・提言を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、千株単位の株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,231	流 動 負 債	6,731
現金及び預金	8,920	買 掛 金	4,279
売 掛 金	0	未 払 金	518
商 品	1,663	未 払 法 人 税 等	46
貯 蔵 品	47	未 払 費 用	334
前 払 費 用	199	契 約 負 債	1,106
未 収 入 金	388	賞 与 引 当 金	183
そ の 他	11	そ の 他	261
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	1,966
固 定 資 産	18,527	退 職 給 付 引 当 金	795
有形固定資産	12,930	長 期 預 り 保 証 金	745
建 物	5,536	資 産 除 去 債 務	423
構 築 物	381	そ の 他	2
車 両 運 搬 具	3	負 債 合 計	8,698
工具、器具及び備品	1,096	純 資 産 の 部	
土 地	5,218	株 主 資 本	21,036
建 設 仮 勘 定	694	資 本 金	50
無形固定資産	610	資 本 剰 余 金	3,145
借 地 権	207	資 本 準 備 金	1,604
ソ フ ト ウ ェ ア	392	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,541
電 話 加 入 権	10	利 益 剰 余 金	18,785
投資その他の資産	4,986	利 益 準 備 金	155
長 期 貸 付 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,629
繰 延 税 金 資 産	1,001	別 途 積 立 金	4,440
敷 金 及 び 保 証 金	3,480	繰 越 利 益 剰 余 金	14,189
そ の 他	551	自 己 株 式	△944
貸 倒 引 当 金	△47	新 株 予 約 権	24
資 産 合 計	29,758	純 資 産 合 計	21,060
		負 債 純 資 産 合 計	29,758

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		86,414
売 上 原 価		72,251
売 上 総 利 益		14,162
その他の営業収入		
不 動 産 賃 貸 収 入	873	
そ の 他 の 収 入	3,983	4,856
営 業 総 利 益		19,019
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,510
営 業 利 益		508
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22	
そ の 他	57	79
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		587
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	
補 助 金 収 入	0	22
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	100	
減 損 損 失	540	640
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△31
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		197
法 人 税 等 調 整 額		131
当 期 純 損 失 (△)		△359

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,372	1,604	219	155	4,440	14,896	△944	21,742
当 期 変 動 額								
減 資	△1,322		1,322					－
剰余金の配当						△346		△346
当期純損失(△)						△359		△359
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△1,322	－	1,322	－	－	△706	△0	△706
当 期 末 残 高	50	1,604	1,541	155	4,440	14,189	△944	21,036

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	14	21,757
当 期 変 動 額		
減 資		—
剰余金の配当		△346
当期純損失(△)		△359
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	10
当期変動額合計	10	△696
当 期 末 残 高	24	21,060

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 商 品

① 生鮮食料品は、最終仕入原価法によっております。

② その他の商品

ア．店舗内商品は、売価還元法によっております。

イ．物流センター内商品は、総平均法によっております。

(2) 貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法によっております。（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物15～39年

工具、器具及び備品5～6年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産は、定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社は、主に食料品を中心に生活関連用品等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 自社ポイント制度

当社は、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ その他

当社は、その他の顧客との契約から生じる収益について、主に仕入先に代わり店舗への商品の配送等の物流サービスを提供しております。当該サービスについては、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

1. 「収益認識に関する会計基準」等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

商品の販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、代理人と判断した取引については、純額（「売上高」から「売上原価」を控除した額）で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスを提供する自社で運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を「ポイント引当金」として計上するとともに「ポイント引当金繰入額（販売費及び一般管理費）」を計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更し、「売上高」から控除しております。また、従来は、期中に利用されたポイントの費用を「販売促進費（販売費及び一般管理費）」として計上しておりましたが、同様に「売上高」から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,584百万円減少し、売上原価は5,038百万円減少し、販売費及び一般管理費は545百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「〔金融商品に関する注記〕」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	金額
繰延税金資産	1,001

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	金額
有形固定資産等	13,553
減損損失	540

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益において、継続して損失が発生している店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等について減損の兆候を把握します。

減損の兆候を把握した店舗等について減損損失の認識を判定した結果、減損損失を認識することとなった場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗毎に、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づき仮定し見積っております。

見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	0百万円
	長期金銭債権	1,137百万円
	短期金銭債務	129百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		16,465百万円
3. 担保に供している資産及び対応する債務		
担保に供している資産	建物	950百万円
	土地	2,498百万円
上記に対応する債務	長期預り保証金	275百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	営業取引高	
	その他の営業取引高	1,758百万円
	営業取引高以外の取引高	0百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(百万円)
店舗	建物等	愛知県5物件	540

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益において、継続して損失が発生している店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物465百万円、構築物46百万円、土地25百万円及び借地権2百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.3%で割引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,250,000	—	—	6,250,000
合計	6,250,000	—	—	6,250,000
自己株式				
普通株式(注)	475,772	20	—	475,792
合計	475,772	20	—	475,792

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加20株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	173百万円	30円	2022年 2月28日	2022年 5月27日
2022年10月5日 取締役会	普通株式	173百万円	30円	2022年 8月31日	2022年 11月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	173百万円	30円	2023年 2月28日	2023年 5月26日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 364,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	63 百万円
貸倒引当金	16 百万円
契約負債	101 百万円
退職給付引当金	273 百万円
資産除去債務	145 百万円
減損損失	632 百万円
減価償却超過額	440 百万円
会員権等評価損	13 百万円
その他	29 百万円
繰延税金資産小計	1,716 百万円
評価性引当額	△631 百万円
繰延税金資産合計	1,085 百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△35 百万円
未収事業税	△11 百万円
前払年金費用	△37 百万円
繰延税金負債合計	△84 百万円
繰延税金資産純額	1,001 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	—
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	—
住民税均等割等	—
その他	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新設及び改装のための設備計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、回収までの期間は短期であります。敷金及び保証金は、店舗不動産等の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び敷金及び保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

買掛金及び未払金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は当社の店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、各部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	3,480	3,402	△78
資産計	3,480	3,402	△78
長期預り保証金	745	741	△3
負債計	745	741	△3

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,920	—	—	—
売掛金	0	—	—	—
未収入金	388	—	—	—
敷金及び保証金	261	488	373	2,357
合計	9,570	488	373	2,357

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,402	—	3,402
資産計	—	3,402	—	3,402
長期預り保証金	—	741	—	741
負債計	—	741	—	741

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、愛知県内に賃貸商業施設（土地を含む。）を有しております。2023年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は178百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3, 827	94	3, 921	3, 977

（注） 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、不動産の取得 267百万円

減少は、不動産の減価償却 109百万円

3 時価の算定方法

主な物件については、社外の不動産鑑定士により「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、自社において一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて算定した金額であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	金額
商品の販売(売上高)	86, 414
その他(その他の営業収入)	3, 983
顧客との契約から生じる収益	90, 397
その他の収益	873
外部顧客への営業収益	91, 271

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
契約負債（期首残高）	282
契約負債（期末残高）	1,106

契約負債は、自社ポイント制度によるもの及び自社電子マネーサービスに係る顧客からの前受金によるものであり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

自社ポイント制度におけるポイントは、付与された時点で契約負債が認識され、利用又は失効に伴い履行義務が充足され取り崩されます。また、自社電子マネーサービスにおける電子マネーは、入金された時点で契約負債が認識され、商品を引き渡した時点で履行義務が充足され取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、282百万円であります。

また、当事業年度において、契約負債が824百万円増加した主な理由は、自社電子マネーサービスの開始に伴う前受金の増加であり、これにより811百万円増加しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 (当該そ の他の関 係会社の 親会社を 含む)	株式会社東海 流通システム	愛知県弥 富市鯛浦 町	48	運送業、損 害保険代理 業及び不動 産賃貸業	被所有 直接 36.9	不動産賃貸借 及び物流業務 委託等	総合物流セ ンター等の 賃借(注)1	230	敷金及び 保証金	1,119
							総合物流セ ンター等の 物流業務委 託等(注)2	1,528	未払金	129

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 賃借料は、近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。
2 物流業務委託料は、一般的な取引事例を参考にしております。
3 株式会社東海流通システムは、当社代表取締役青木俊道及びその近親者が議決権の66.5%を直接所有しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,643円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △62円33銭 |

〔重要な後発事象〕

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について、下記のとおり決議いたしました。

- 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。
- 取得の内容
 - 取得する株式の種類 当社普通株式
 - 取得する株式の総数 100,000株(上限)
 - 株式の取得価格の総額 260,000,000円(上限)
 - 取得方法 信託方式による市場買付
 - 取得期間 2023年4月28日から2023年10月27日まで

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年 4月14日

株式会社 アオキスーパー
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 島 幸 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 塚 本 憲 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アオキスーパーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月15日

株式会社アオキスーパー	監 査 役 会
常勤監査役	猪 飼 幸 喜 印
常勤監査役	國 島 建 司 印
社外監査役	安 藤 雅 範 印
社外監査役	谷 口 勝 司 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案しつつ、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額173,226,240円

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月26日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、更に一層の経営陣の充実強化を図るため取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
1	青 木 俊 道 (1979年7月8日生)	2004年4月 当社入社 2009年2月 執行役員業務推進担当 2009年5月 当社取締役就任 2011年5月 当社常務取締役就任 商品本部長 2015年3月 当社専務取締役就任 営業本部長 2016年3月 当社代表取締役社長就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 青木俊道氏は、店長職や業務推進担当など幅広い分野の責任者を歴任し、その実績が高く評価され現在の職に就任しました。代表取締役社長就任後は、強力なリーダーシップと実行力により、目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、様々な改革を行い、会社を発展させております。引き続き当社の経営全般を統括する責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	株 187,441

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数 株
2	久保和也 (1962年3月26日生)	1984年4月 当社入社 2003年2月 執行役員第二商品部長兼一般食品担当 2009年2月 執行役員一般食品部長 2009年5月 当社取締役就任 2011年5月 一般食品部長兼物流センター長 2015年3月 当社常務取締役就任 商品本部長兼一般食品部長 2019年3月 商品本部長 2019年5月 当社専務取締役就任（現任） 営業本部長兼商品本部長 2022年3月 営業本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 久保和也氏は、商品部門及び物流部門の統括責任者を務めるなど当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、今後も当社の営業全般を統括する責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	16,320
3	黒澤淳史 (1960年10月3日生)	1984年4月 北海道拓殖銀行（現三井住友信託銀行） 入行 2009年7月 中央三井信託銀行（現三井住友信託銀行）静岡支店長 2013年2月 当社出向 開発部長 2014年2月 当社入社 執行役員開発部長 2015年5月 当社取締役就任 管理副本部長兼開発部長 2017年5月 当社常務取締役就任 管理本部長兼開発部長 2021年4月 管理本部長（現任） 2022年3月 当社専務取締役就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 黒澤淳史氏は、金融機関において培った豊富な経験・高い知識・幅広い見識を有しております。当社においては、管理部門全般を統括しており、今後も当社の経営施策の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	2,800

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
4	もりべ ふみかず 森 部 文 数 (1962年 8 月16日生)	1984年 9 月 当社入社 2007年 2 月 営業推進部長 2011年 2 月 執行役員営業推進部長 2015年 5 月 当社取締役就任 2016年 3 月 店舗運営本部長 2017年 5 月 当社常務取締役就任（現任） 2022年 3 月 業務推進本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 森部文数氏は、優れた IT スキルを保有し販売推進部門や情報システム部門を統括するとともに、当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、今後も当社の業務推進部門の責任者として、販売推進施策の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	株 15,200
5	やまだ よしとも 山 田 愛 知 (1968年10月11日生)	1987年 4 月 当社入社 2015年 3 月 店舗運営部長 2017年 3 月 執行役員店舗運営部長 2019年 3 月 執行役員 管理副本部長兼人事担当 2019年 5 月 当社取締役就任（現任） 管理副本部長兼人事部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 山田愛知氏は、店舗運営部門の経験を活かし、人事部門の責任者を務めており、当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、今後も当社の戦略的人事部門の統括責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	2,700
6	※ くまざわ ひろし 熊 澤 博 (1964年 9 月 1 日生)	2004年 8 月 当社入社 2009年 2 月 畜産部マネージャー 2013年 2 月 畜産部長 2021年 3 月 執行役員畜産部長 2022年 3 月 執行役員生鮮商品部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 熊澤博氏は、畜産部門及び生鮮食品部門の統括責任者を歴任しており、当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、当社の生鮮食品部門を含む商品部門全般の統括責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	200

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
7	※ 宮 崎 直 昭 (1975年 8 月26日生)	1998年 3 月 当社入社 2016年 3 月 第 5 地区長 2019年 3 月 店舗運営部長 2021年 3 月 執行役員店舗運営部長 2022年 3 月 執行役員店舗運営本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 宮崎直昭氏は、店長及び店舗運営部門の統括責任者を歴任しており、当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、今後も当社の店舗運営部門の統括責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	株 700
8	※ 三 浦 正 太 (1973年 1 月 2 日生)	1996年 3 月 当社入社 2015年 3 月 一般食品担当兼TC・DCセンター長 2019年 3 月 一般食品部長兼一般食品担当 兼総合物流センター長 2021年 3 月 執行役員一般食品部長兼一般食品担当 兼総合物流センター長 2022年 3 月 執行役員一般食品部長 兼総合物流センター長（現任） 【取締役候補者とした理由】 三浦正太氏は、店長、一般食品部門及び物流部門の責任者を歴任しており、当社の経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらを活かし、今後も当社の一般食品部門及び物流部門の統括責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	400
9	※ 河 野 正 幸 (1965年11月16日生)	1988年 4 月 中央信託銀行（現三井住友信託銀行） 入行 2015年10月 三井住友信託銀行 名古屋営業第二部 主管 2021年 4 月 当社出向 開発部長 2022年 2 月 当社入社 執行役員開発部長 2023年 4 月 執行役員開発担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 河野正幸氏は、金融機関において培った豊富な経験・幅広い見識を活かし、店舗開発部門の責任者を務めております。これらを活かし、今後も当社店舗開発部門の統括責任者及び管理部門の責任者として適任であると判断し、取締役候補者として選定しております。	100

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数 株
10	中村利雄 (1946年 7 月22日生)	1970年 4 月 通商産業省（現経済産業省）入省 2000年 6 月 中小企業庁長官 2003年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務 総長 2007年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理 事 2015年12月 日本商工会議所・東京商工会議所顧問 (現任) 2016年 3 月 公益財団法人全国中小企業取引振興協会 (現公益財団法人全国中小企業振興機関 協会) 会長 (現任) 2016年 5 月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) SMK株式会社社外取締役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中村利雄氏は、経済産業省をはじめとして多方面にわたる幅広い経験による見識を活かし、経営全般に対して助言・提言をいただいておりますことから引き続き社外取締役候補者としております。選任後は経営方針に関する助言や重要事項の決定・業務執行の監督等の職務を遂行いただくことを期待しております。	—
11	※ 安藤雅範 (1971年 8 月2日生)	1998年 4 月 名古屋弁護士会登録（現愛知県弁護士会） 2015年 5 月 当社監査役就任（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 安藤雅範氏は、経営に関与した経験はございませんが、弁護士として人事労務やＩＴに関連する訴訟や相談を含めた多くの経験と知識を有し、ガバナンス・コンプライアンス・ＩＴリスクに関する監督機能の向上に貢献いただける人材と判断し、取締役候補者としております。選任後は専門性を活かし、上記分野をはじめとする経営全般に対する監督等の職務を遂行いただくことを期待しております。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は新任候補者であります。
3. 新任取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社従業員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役です。
- なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを補填の対象外としております。
5. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中村利雄氏及び安藤雅範氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は中村利雄氏及び安藤雅範氏は、選任されることを条件に、東京証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
- (3) 当社社外役員に就任してからの年数について
- ①中村利雄氏は、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
- ②安藤雅範氏は、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- (4) 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。
- 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は同法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 中村利雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、安藤雅範氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を新たに締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する当 社株式の数 株
1	くにしま けん じ 國 島 建 司 (1962年11月25日生)	1981年6月 当社入社 2011年2月 店舗運営部長 2012年2月 執行役員店舗運営部長兼第二地区長 2015年3月 執行役員総務部長 2021年3月 執行役員総務担当 2021年5月 当社監査役就任（現任） 【監査役候補者とした理由】 國島建司氏は、営業部門の責任者を歴任した経験を活かし、総務部門の責任者を務めてまいりました。営業・管理両部門の責任者を務めた経験を活かし、企業統治やコンプライアンスなど幅広い観点から密度の濃い監査を実践しており、引き続き監査役に適任であると判断し、監査役候補者として選定しております。	9,020
2	※ じょうした か ず た か 城 下 和 隆 (1965年1月13日生)	1985年9月 当社入社 2005年2月 農産部マネージャー 2013年2月 農産部長 2021年3月 執行役員農産部長 2022年3月 執行役員農産担当（現任） 【監査役候補者とした理由】 城下和隆氏は、農産部門の責任者を長年務めてまいりました。執行役員などを歴任した経験で培った営業現場におけるリスクに対する知見を活かし、取締役の業務執行全般に対する監査・監督に適任であると判断し、監査役候補者として選定しております。	5,220

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する当 社株式の数
3	※ 藤 村 伸 介 (1958年11月16日生)	1977年 4 月 名古屋国税局入局 2013年 7 月 桑名税務署長 2018年 7 月 名古屋国税局 調査部長 2019年 9 月 税理士登録 2021年10月 藤村伸介税理士事務所開業 (重要な兼職の状況) 株式会社文溪堂社外監査役 【監査役候補者とした理由】 藤村伸介氏は、名古屋国税局調査部長などを歴任し、現在は税理士として活動しております。国税局での経験及び税理士としての経験から財務及び会計に関する専門的な知識と経験・見識を有しておられることから、職務を適正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選定しております。	株 —
4	※ 野 村 朋 加 (1976年 4 月 3 日生)	2004年10月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 2020年10月 名古屋家庭裁判所調停官（現任） 【監査役候補者とした理由】 野村朋加氏は、弁護士として多くの経験と知識により企業のコンプライアンス及び人事・労務に高い見識を有しておられます。それらの見識・経験に加え、女性としての視点も活かし、職務を適正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選定しております。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は新任候補者であります。
3. 新任監査役候補者の所有する当社株式の数は、当社従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は、全ての監査役です。
- なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを補填の対象外としております。
5. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 監査役候補者のうち藤村伸介氏及び野村朋加氏の両名は社外監査役候補者であります。
- (2) 藤村伸介氏及び野村朋加氏は、選任されることを条件に、東京証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
- (3) 当社と社外監査役全員は、会社法第427条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は同法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
- この責任限定契約が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。藤村伸介氏及び野村朋加氏の両氏の選任が承認された場合、当社と両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 野村朋加氏の戸籍上の氏名は、伊藤朋加であります。

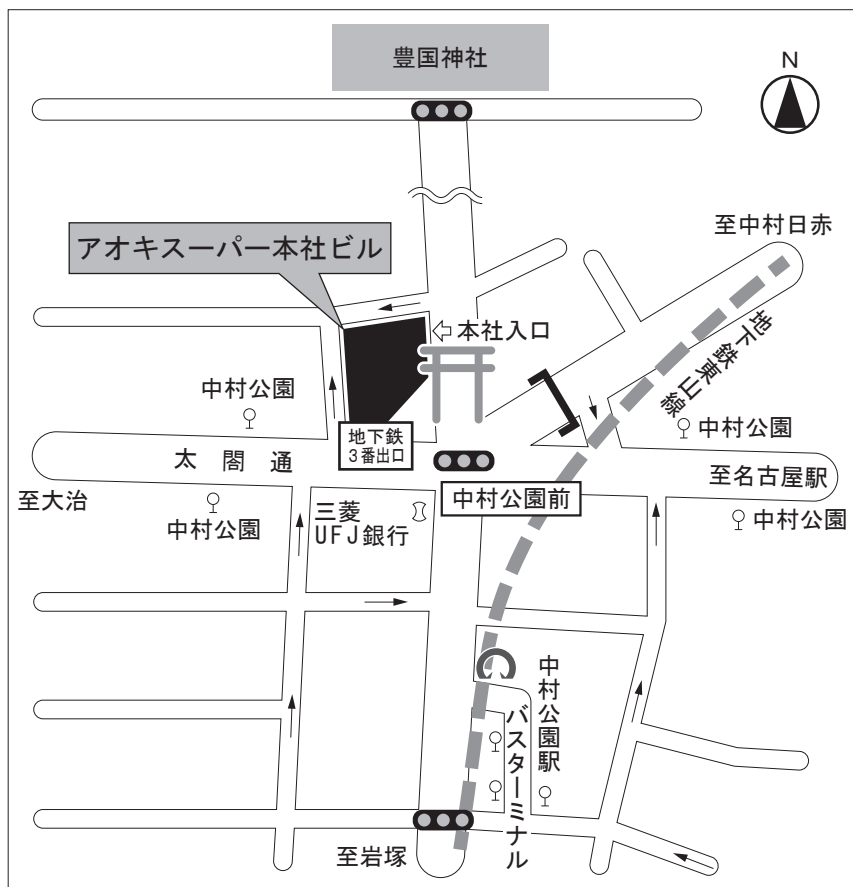
《ご参考》取締役及び監査役のスキルマトリックス

		経 営 全 般	業 界 知 見	サステナ ビリティ	法 務 ・ ガバナンス	財 務 ・ 会 計	人 事 ・ 労 務	I T ・ D X	営業・ マーケ ティング
取 締 役	青木 俊道	●	●	●	●			●	●
	久保 和也	●	●	●	●				●
	黒澤 淳史	●		●	●	●	●		
	森部 文数		●	●				●	●
	山田 愛知		●	●			●		●
	熊澤 博		●	●					●
	宮崎 直昭		●	●					●
	三浦 正太		●	●					●
	河野 正幸			●	●	●			
	中村 利雄	●		●	●				
	安藤 雅範				●		●	●	

監 査 役	國島 建司		●		●				●
	城下 和隆		●						●
	藤村 伸介	●				●			
	野村 朋加				●		●		

以 上

株主総会会場ご案内図



＜場 所＞ 名古屋市中村区鳥居西通一丁目 1 番地 ☎(052)414-3600
アオキスーパー本社ビル 5 F

- ＜交通機関＞
1. 地下鉄でお越しの方は、市営地下鉄「中村公園」駅 3 番出口をご利用ください。(徒歩約 1 分です。)
 2. バスでお越しの方は、「中村公園」で下車してください。(徒歩約 3 分です。)

＜お 願 い＞

当日は駐車場をご用意できませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。